

## 平成 26 年度組織機構及び職員定数調整方針（素案）

## 1 基本的な考え方

平成 26 年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の 3 年目にあたり、「選択・集中プログラム」をはじめ、県政の諸課題の解決に向けた重要な年度であり、「行動計画」策定後に顕在化した少子化対策等、社会情勢の変化への対応などにも取り組むこととしている。

こうした状況の中で、平成 26 年度組織機構及び職員定数調整については、「平成 26 年度経営方針（案）」及び「平成 26 年度当初予算調製方針」の内容や「三重県行財政改革取組」の進捗状況も踏まえつつ、組織機構や職員数の見直しを図り、「みえ県民力ビジョン」を的確に推進できるよう、以下により行う。

## 2 組織機構

- (1) 「みえ県民力ビジョン」の推進や社会情勢の変化等に的確に対応するための組織体制を整備するとともに、一層簡素で効率的・効果的に機能するよう、必要な見直しを検討する。
- (2) 平成 25 年度に実施した地域機関の組織改正や、組織運営の見直しについて、検証を行い、必要に応じて、その見直しを検討する。

## 3 職員定数

- (1) 「三重県行財政改革取組」等による業務減に伴う定数については、削減することを基本とする。
- (2) 「平成 26 年度三重県経営方針（案）」及び「平成 26 年度予算調製方針」も踏まえ、定数配置については、全庁的に選択と集中を行い、「みえ県民力ビジョン」の的確な推進を図る。
- (3) 各部局においても、新たな行政需要への対応や業務の平準化などについて、メリハリをつけて、主体的に定数調整を行うものとする。
- (4) なお、今後、緊急課題への対応の必要性や予算編成の進捗に伴う大規模な事業見直しなど、上記によりがたい状況が生じた場合には、必要に応じて、所要の調整を行うものとする。

平成 26 年度組織機構及び職員定数調整に際しての留意事項（素案）

総務部

平成 26 年度の組織定数については、「平成 26 年度組織機構及び職員定数調整方針」に沿って、今後、調整を進めていきますが、具体的な検討にあたっては、以下の事項に留意して、対応してください。

1 組織機構

- (1) 「みえ県民カビジョン」の推進や社会情勢の変化等に対応するための組織体制の検討  
「みえ県民カビジョン・行動計画」の進捗状況を検証しつつ、その推進やみえ県民カビジョン策定後に顕在化した社会情勢の変化等に的確に対応できるよう組織体制の整備を検討する。
- (2) 地域機関及び組織運営の改正についての検証  
平成 25 年度に実施した地域機関の組織改正及び従来のフラット制による組織運営の見直しについて、関係課・所において検証を行い、必要に応じて見直しを検討する。
- (3) その他  
組織体制全般を通じて、一層簡素で効率的・効果的に機能するよう、必要な見直しを検討する。

2 職員定数

- (1) 行財政改革取組等に係る定数  
以下の項目にかかる行財政改革取組等による業務減に伴う定数については、削減することを基本とするが、今後の予算編成の状況等も踏まえ、必要に応じて、別途協議するものとする。  
ア 事務事業の廃止、見直し  
イ 組織の見直し  
ウ 外郭団体等の見直し  
エ 民間活力の有効活用
- (2) 部局内調整  
今後の新たな行政需要への対応、業務の平準化などについては、各部局長が、平成 25 年度に各部局に配分された定数から、上記(1)にかかる定数及び平成 25 年度限りとして配置している定数（時限定数）を除いた範囲で、既存事業や事務処理方法の徹底した見直し等を行い、主体的に定数調整を行う。

### (3) 部局間調整

「みえ県民力ビジョン」の推進等に不可欠と認められ、かつ、上記(2)による部局内調整が困難な場合に限り、時限定数(80)の範囲内で、全庁的に所要の調整を行うものとする。

具体的には、下記に該当する場合に限り、その必要性を十分精査のうえ、全庁的な調整を行う。

ア 「選択・集中プログラム」(みえ県民力ビジョン)の実施に不可欠な定数

イ 「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」(平成26年度三重県経営方針(案))の実施に不可欠な定数

ウ 「大規模臨時的経費」(平成26年度当初予算調製方針)のうち新規事業の推進に要する定数

エ 法改正等制度的な改正により必要となる定数

なお、時限定数のうち、事務事業の効果的な推進等に特に必要なものについては、その継続について別途協議できるものとする。

### (4) その他

平成26年度定数調整は、上記(1)から(3)により行うこととするが、大規模風水害に伴う災害復旧事業等、緊急または特別に取り組むべき課題の発生や予算編成の進捗に伴う事業の大規模な見直し等により、特に必要があると認められる場合には、別途、所要の調整を行うものとする。

## 3 その他留意事項

- ① 各部局長は、平成25年度に定数削減を行った課・所等の状況について職場労使協働委員会等を活用して必要な情報を共有するとともに、業務の見直しや業務執行方法・体制の見直しにあたっては、各部局、各課・所等における労使協働委員会等を活用して、必要な情報を共有しながら進めていくこととする。
- ② 各部局長は、職員の時間外勤務の状況や健康管理にも留意する。
- ③ 部局間での業務移管等に際しては、関係部局間で調整を図る。